

首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会規約

(目的)

第1条 この規約は、国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 9 条に規定する首都圏における広域地方計画（以下「計画」という。）を策定するため、法第 10 条第 5 項に基づく有識者からの意見の聴取に関する事項を定めることを目的とする。

(懇談会の設置)

第2条 法第 10 条第 5 項に基づき有識者からの意見を聴取するため、首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 懇談会は、別表に掲げる委員で構成する。

(懇談会の任務)

第3条 懇談会は、首都圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）が協議する計画策定について調査審議し、協議会に対し、意見を述べるものとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。座長は、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇談会の事務を掌理する。

3 座長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(会議等の公開)

第5条 懇談会の開催予定は、公表する。

2 懇談会については、公開とする。

3 懇談会に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

4 懇談会が公開することが適切でないと認める会議及び資料については、非公開とすることができる。

5 公開とする資料及び議事概要については、会議終了後速やかに公開する。

(計画検討ワーキンググループの設置)

第6条 計画の策定に向けた専門の事項を検討させるため、懇談会の下に計画検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2 WG の委員は、懇談会の委員のうち、座長が指名した者で構成する。

(庶務)

第7条 懇談会及びWGの庶務は、首都圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会及びWGの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この規約は令和 4 年 8 月 26 日から施行する。

（第 1 回懇談会開催時）

2 首都圏広域地方計画有識者懇談会規約（平成 19 年 7 月 26 日施行）及び首都圏広域地方計画改定に関する有識者懇談会等規約（平成 27 年 2 月 25 日施行）は廃止する。

別表

首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名 所 属

赤井	厚雄	株式会社ナウキャスト取締役会長
家田	仁	政策研究大学院大学特別教授
伊藤	香織	東京理科大学理工学部建築学科教授
大原	美保	国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター水災害研究グループ主任研究員
沖	大幹	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授
佐々木	淳	東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻教授
真田	純子	東京工業大学環境・社会理工学院准教授
柴崎	隆一	東京大学大学院工学系研究科レジリエンス工学研究センター／技術経営戦略学専攻准教授
清水	義彦	群馬大学大学院理工学府教授
図司	直也	法政大学現代福祉学部福祉コミュニティ学科教授
竹内	智子	千葉大学大学院園芸学研究院ランドスケープ・経済学講座准教授
谷口	綾子	筑波大学システム情報系社会工学域教授
中川	雅之	日本大学経済学部教授
西山	圭太	東京大学未来ビジョン研究センター客員教授
平野	創	成城大学経済学部教授
布施	孝志	東京大学大学院工学系研究科教授
三神	万里子	ジャーナリスト
森下	晶美	東洋大学国際観光学部国際観光学科教授